

～地震災害について、会員さんからよくあるご質問～

《国税庁ホームページより抜粋》

保険金や損害賠償金等を受け取った場合

(1) 事業用固定資産について受け取った保険金

被災した事業用固定資産について受け取る保険金は非課税となりますが、必要経費に算入される事業用固定資産に係る損失の金額の計算上その保険金の額を控除します。

(注) その受け取る保険金の額が、その損失額を超える場合には、その超える部分の金額も非課税となります。

(2) 被災した住宅や家財等について受け取った保険金

損失の金額は、保険金、損害賠償金により補てんされる部分の金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とされています。

$$\text{損失額} = \text{損害金額} + \begin{array}{l} \text{災害等に関連した} \\ \text{やむを得ない支出の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などにより} \\ \text{補てんされる金額} \end{array}$$

義援金を受け取った場合

個人（被災者）の方が、地方自治体（都道府県や市町村など）から受け取った義援金は、所得税法上、非課税となります。

なお、この配分を受けた義援金は、資産の損害の補てんを目的とするものではないことから、雑損控除における損失額の計算上、その金額を控除する必要はありません。

地震被害により帳簿書類が滅失してしまった場合

確定申告については、前年の所得計算の内容を参考にするなどして、可能な限り正確な所得計算をしていただき、申告することになります。なお、前年の所得計算の内容を参考とされる場合には、所轄税務署に提出された決算書等の保存がありますので、所轄の税務署で閲覧をすることができます。

詳しくは税理士個別相談会をご利用ください。ご予約は ☎ 381-3101

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の「雑損控除」又は「災害減免法」の適用を受けることができます。

※青色ニュース7月号に同封の「平成28年熊本地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興所得税関係）」リーフレット、青色ニュース8月号の「災害減免法と雑損控除の適用判定表」をご参照ください。